

## 新深浦町漁業協同組合内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第1号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、やまめ及びいわなをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付し、承認を受けなければならない。

### (漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場の区域において、竿釣以外の漁具、漁法によって、遊漁をしてはならない。  
2 当該漁業の対象となっている水産動物を採捕する場合は、まき餌を使用してはならない。

### (遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期 間
あゆ	7月1日から翌年3月31日まで
やまめ	4月1日から9月30日まで
いわな	4月1日から9月30日まで

### (禁止区域及び期間)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
国道101号線笹内橋上流端から河口までの間の区域	1月1日から 12月31日まで
大池第1発電所笹内取水ダム上流から上流の本流域	1月1日から 12月31日まで

### (全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全 長
やまめ	15センチメートル
いわな	15センチメートル

### (遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは次の表に掲げる額の二分の一に相当する額とし、





次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、200円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、やまめ、いわな	竿釣	1日 400円
		1年 3,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 西津軽郡深浦町大字岩崎 新深浦町漁業協同組合岩崎支所

(2) 西津軽郡深浦町大字岩崎 七戸釣具店

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁承認証に関する事項)

第9条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用した遊漁をしようとする者は、第7条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、 にじます、ひめます(蔦沼のみ) うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣 竿釣	<u>15,000円</u>
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、 ひめます(蔦沼のみ)、うぐい、 こい、ふな、うなぎ	手釣 竿釣	<u>8,000円</u>

2 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

十和田市元町東4丁目1番地15号 青森県内水面漁業協同組合連合会

3 第1項の共通遊漁承認証の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第7条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、産卵場として組合が指示する区域内における川底をかくはんしてはならない。

5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。





(漁場監視員)

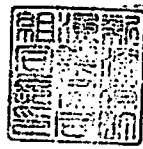
第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。





別記様式第1号

遊漁承認証

表

裏

<p>NO.</p> <p>遊漁承認証</p> <p>下記のとおり遊漁を承認します。</p> <p>記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">遊 漁 者</td> <td style="width: 15%;">(住 所)</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(氏 名)</td> <td></td> <td>(年令)</td> <td>才</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">漁 種</th> <th style="width: 80%;">承 認 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あ ゆ</td> <td>7月1日から翌年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ いわな</td> <td>4月1日から9月30日まで</td> </tr> </tbody> </table> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">漁具漁法</td> <td>竿釣</td> </tr> <tr> <td>遊漁区域</td> <td>笹内川</td> </tr> <tr> <td>遊 漁 料</td> <td>日券400円 年券3,000円</td> </tr> <tr> <td>発 行 者</td> <td>新深浦町漁業協同組合 ㊤</td> </tr> </table>	遊 漁 者	(住 所)						(氏 名)		(年令)	才		漁 種	承 認 期 間	あ ゆ	7月1日から翌年3月31日まで	やまめ いわな	4月1日から9月30日まで	漁具漁法	竿釣	遊漁区域	笹内川	遊 漁 料	日券400円 年券3,000円	発 行 者	新深浦町漁業協同組合 ㊤	<p><u>注 意 事 項</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この証を他人に貸与してはならない。</li> <li>2 遊漁者は遊漁をする場合には、この証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、この証を提示しなければならない。</li> <li>3 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。</li> <li>4 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。</li> <li>5 川底をかくはんしてはならない。</li> <li>6 笹内川国道橋上流端から河口までの区域及び大池第1発電所笹内取水ダム上端から上流の笹内川本支流域においては遊漁してはならない。</li> <li>7 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。</li> </ol>
遊 漁 者	(住 所)																										
	(氏 名)		(年令)	才																							
漁 種	承 認 期 間																										
あ ゆ	7月1日から翌年3月31日まで																										
やまめ いわな	4月1日から9月30日まで																										
漁具漁法	竿釣																										
遊漁区域	笹内川																										
遊 漁 料	日券400円 年券3,000円																										
発 行 者	新深浦町漁業協同組合 ㊤																										

新深浦町漁業協同組合

別記様式第2号

漁場監視員証

表

裏

<p>NO.</p> <p>漁場監視員証</p> <p>下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">氏 名</td> <td style="width: 40%;">(年令 才)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">住 所</td> </tr> </table> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">有効期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発 行 者</td> <td>新深浦町漁業協同組合 印</td> </tr> </table>	氏 名	(年令 才)	住 所		有効期間		発 行 者	新深浦町漁業協同組合 印	<p><u>注 意 事 項</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 監視の際は、この証を携帯しなければならない。</li> </ol>
氏 名	(年令 才)								
住 所									
有効期間									
発 行 者	新深浦町漁業協同組合 印								





<表>

(全魚種券)

西曆 (平成 年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
<b>県内共通遊漁承認証</b>		
氏名	年令 歳	
住所		
全魚種	●有効期間 平成 年1月1日~12月31日 ●魚種 全魚種 ●遊漁料 3,000円	
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 印 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

(溪流魚券)

西曆 (平成 年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
<b>県内共通遊漁承認証</b>		
氏名	年令 歳	
住所		
溪流魚	●有効期間 平成 年1月1日~12月31日 ●魚種 溪流魚 ●遊漁料 3,000円	
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 印 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

<裏> (全魚種券・溪流魚券共通)



・県内共通遊漁承認証の種類

	全魚種券	溪流魚券
対象魚種	アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス、ヒメマス(高沼のみ)、ウグイ、コイ、フナ、ウナギ	左記魚種からアユは除く
遊漁料金	15,000円	8,000円
券種と遊漁期間	1月1日から12月31日までの年券のみ(魚種ごとの遊漁期間が青森県内水面漁業協同組合のきまりによる)	
遊漁区域	青森県内の河川(十和田湖、大森子川、鹿角川、奥羽川、上流三戸漁協管内及び中川(中川)内水面漁協管内を除く。また、県内水面漁業協同組合各漁協の遊漁規則で定められた遊漁禁止区域を除く。)	
漁具・漁法	手釣、竿釣	

- ・共通遊漁承認証は、漁協主催の大会等の特別イベントに適用できません。
- ・共通遊漁承認証は、記名された本人以外に使用できません。また、他人に貸与、譲渡することはできません。
- ・その他、詳しいことは「遊漁手冊」をご覧ください。



